

「市町村における児童家庭相談体制の整備」に関する 論点と議論の整理（素案）

I 市町村の相談体制、都道府県との関係

(1) 市町村の相談窓口について

- 市部については、昭和39年から福祉事務所に家庭児童相談室を設置できることとされており、この組織を中核に体制整備するなど、福祉事務所又は福祉事務所機能を有する児童福祉主管課に窓口を設置しているところが多い。また、自治体独自に「子ども家庭支援センター」等を設置しているケースもある。
- 町村部においては、法施行に対応して役場に相談窓口が設置されたケースが多いものと推測される。
- 指定都市においては、区福祉事務所等の窓口と児童相談所が重層的に対応しているところが多い（7割）。<指定都市については後述>
- このように、市町村によって相談窓口はいくつかのケースがあるが、いずれにせよ、「主たる相談窓口」が児童家庭相談を責任を持って受け止める体制の構築が必要。
- 市町村の相談窓口において、相談室の整備などハード面についても整備を進める必要がある。

(2) 受理会議、ケース検討会議などの体制について

- 受理会議やケース検討会議について、不開催が半数程度の市町村に上っており、特に町村では相談に関して相談担当者個人に委ね、組織的な判断や対応がなされていない。
- 各市町村、特に町村部においては、組織的な判断や対応を行えるような体制を早急に整備する必要がある。

(3) 夜間・休日等の体制について

- 夜間・休日の対応について、半数の市町村が対応していない。夜間・休日の対応体制の整備が急務。
- 体制の整備に当たっては、相談件数の多寡や相談内容、自治体の規模、職員体制等を勘案して、それぞれの自治体に応じた体制を整備することが重要ではないか。
- また、各自治体の住民が、その自治体の夜間・休日等の連絡先を把握できるよう、周知を徹底することが重要ではないか。

(4) 都道府県との役割分担・連携について

- 業務マニュアルの作成は5割程度にとどまっており、それぞれの自治体に

適した業務マニュアルの作成が必要。

II 市町村の児童家庭相談の役割

(1) 市町村が担う機能について

- 市町村は、単なる児童相談の初期窓口の役割を果たすだけではなく、個別ケースの処遇（方針）を関係者と決め、実際に援助を行っていく役割を果たすことが求められる。すなわち、①相談・通告の受付、②受理会議（緊急受理会議）、③調査、④ケース検討会議、⑤市町村による援助、児童相談所への送致等、⑥援助内容の評価、相談援助活動の集結といった、児童家庭相談におけるすべての過程において、市町村が第一義的な役割を担うことが重要。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関・事務局は市町村の児童福祉担当課や福祉事務所が担っている場合が多く、地域協議会として、これらの過程に取り組むことも考えられる。

(2) 相談種別ごとの対応について

- 相談種別ごとの相談件数をみると、非行相談などが少ないのが現状。
- 市町村で行う児童家庭相談について、虐待はともかく、障害や非行は緊急性が低く、扱いにくいとの声もあるが、市町村ですべての種別の相談をまず受け止めることが原則ではないか。

III 市町村の職員体制の確保・専門性の向上

(1) 必要な職員の確保について

- 相談担当職員の7割は兼務。
- 相談担当職員の37%は一般行政職。25%は保健師、児童福祉司は5%強、社会福祉士は2%であり、各市町村とも人材確保に腐心。特に小さな町村では、一人が他の業務と兼務により対応している例も多く、相談窓口の人事ローテーション、専門性の確保が難しいとの声も。
- 当面、市町村において現有勢力で対応せざるを得ない場合には、保健師、保育士など子どもとその家族に対する直接援助について基礎的な素養のある者を優先的に充てることもひとつの方法ではないか。
- 一方で、市町村の母子保健担当保健師は若い人が多く、介護など他分野に中堅以上が配置される傾向がある。市町村は、母子保健分野に一定程度の経験を積んだ保健師を配置することを検討すべきではないか。

(2) 専門性の向上、対応力の強化について

- 相談担当職員の資質向上のための研修について、4割の市町村が未受講。
- 少なくとも、市町村の相談担当職員に対し、研修を受講する機会を確保す

べきではないか。

- 研修を行っても市町村の担当職員がすぐに人事異動してしまうという課題も指摘されており、都道府県が市町村職員向けに研修を行う場合には2～3年周期で研修プログラムを組む必要があるのではないか。
- 市町村職員が児童相談所で数日間、短期的な研修を行うことや、児童相談所の処遇方針会議に参加することに取り組む市町村もある。
- 市町村と県児童相談所との人事交流（1～2年程度）が市町村の相談担当職員の人材育成に効果的ではないか。
- 市町村と児童相談所とが共通のアセスメントツールを用い、活用することが重要ではないか。
- 外部人材の活用は町村では9割以上が、市部でも約8割が行っておらず、外部人材の活用にも取り組むべき。
- 民間有識者の任期付き採用も検討すべきではないか。

IV 要保護児童地域対策協議会（ネットワーク）による取組

（1）要保護児童地域対策協議会の設置等について

- 要保護児童地域対策協議会の設置率は4.6%。協議会又は児童虐待防止ネットワークのいずれかの設置率で見ても50%強。
- 協議会又はネットワークを設置していない理由として「人材の確保が困難」とする自治体が多く、調整機関のコーディネータなどの人材確保や資質向上が課題ではあるが、重大な児童虐待事件などが起きてからでは遅いので、各市町村は早急に要保護児童地域対策協議会の設置を検討すべきである。少なくとも、児童虐待防止ネットワークを組織すべきである。
- その際、小さな市町村においては、合同開催や事実上の共同設置も検討すべきではないか。
- 協議会やネットワークを設置した後も、具体的なケースを扱っていないところが見られるが、児童相談所の協力も得て、事例研究会を行うなどにより参加者間でケースの取扱いについての共通認識を形成していくことが、ネットワークを機能させることとなるのではないか。

（2）要保護児童地域対策協議会の役割について

- 役割として7割弱の市町村が「発生予防」「早期発見・早期対応」「保護・支援」のすべてに対応しており、これらの市町村を含め「保護・支援」に対応しているところは7割強となった。
- 代表者会議や実務者会議よりも、個別ケース検討会議を開催している市町村数が多く、個別ケース対応をネットワークで行っている様子がうかがえる。
- 要保護対策地域協議会等が担うべき役割や、要保護地域協議会等と市町村の相談窓口との関係については、一様に定められるものではなく、各市町村

の実情に応じて組み立てていくべきことが基本。例えば、個別のケースについて地域資源を総動員しながら対応することが良い結果をもたらすことが多いと考えられることから、市町村の相談窓口でケースを受け付けた上で要保護対策地域協議会等で個別ケース対応についての役割を担うことが効果的ではないか。

- 一方、児童相談所との役割の明確化なども課題として挙げられており、個別ケースを要保護対策地域協議会等が担う場合でも、児童相談所との関係に留意する必要がある。

(3) 要保護児童地域対策協議会の人材について

- 協議会設置済市町村のうち、要保護児童対策調整機関に常勤職員のコーディネーターを配置しているのは約6割。コーディネーターの配置が活動の鍵になることから、適切な配置が必要ではないか。また、スーパーバイザーの確保は、コーディネーターや直接援助者の力量アップには不可欠。
- 守秘義務の規定についても4割弱が評価。
- メリットとして、連絡調整や情報共有がスムーズになった、虐待問題の認識・関心が高まった、各関係機関の役割が明確になった、などが挙げられている。
- 専門職の雇用等の人材確保も、要保護対策地域協議会等の課題として挙げられている。

V 福祉事務所（家庭児童相談室）、児童家庭支援センターの扱い

(1) 福祉事務所（家庭児童相談室）について

- 市部における家庭児童相談室は、近年、新たに設置する自治体が増加しているが、市町村合併により一定の人口規模の市が多く誕生することに伴い、更に設置を促進すべきではないか。
- 郡部における家庭児童相談室は、市町村合併の影響等から年々減少していくものと考えられるが、これまで家庭児童相談室が培ってきたノウハウを活かすことを考えれば、例えば、家庭児童相談室の体制を強化し児童相談所とする、市町村サポートの拠点として活用するなどの検討も必要ではないか。

(2) 児童家庭支援センターについて

- 児童家庭支援センターは、全国51か所であり、絶対数が少ないので、活動が地域に限定されてしまう。児童家庭支援センターを今後どう位置付けていくのか更に議論し、方向性を出すべきではないか。
- 北海道のように児童相談所の機能を地域的にも補完するように整備されているところもあり、児童相談所との関係を地域ごとによく整理すべきではないか。

VI 子育て支援サービスの活用による総合的支援の実施

- つどいの広場や「子育てサロン」「ふれあい親子サロン」などが相談の機関としてどれくらい可能性があるのか評価は必要だが、決まったプログラムを強制されず、相談も可能なため親子で行きやすく、虐待の早期発見・予防、問題点の把握では有効な位置づけができるのではないか。
- 地域子育て支援センターに市町村の児童家庭相談体制の一翼を担わせている自治体もあり、専門職の少ない自治体には有効ではないか。
- 母子保健活動は新生児訪問や母子手帳交付時から親子と関わりがあるため、早期発見、重症化予防という役割は大きい。
- 育児支援家庭訪問事業も、家庭に入って個別具体的かつ連続的に支援することにより、対象者の課題解決を目指すことから、効果的。
- 一時保育やファミリー・サポート・センターの紹介、更には緊急一時保育、ショートステイ、トワイライトステイといった在宅福祉サービスを提供しながら児童家庭相談に対応している市町村もある。
- 市町村の児童相談窓口や児童相談所に、こうした子育て支援サービスからどのように繋げるかが課題。
- 特に、保健サイドと児童相談所などの福祉サイドには、同じ土俵に立てない、言語が違うなどとの指摘がなされている。
- 要保護対策地域協議会等の活用もひとつ的方法ではないか。

VII 政令市の扱い

- 政令市と「区」の関係は、同じ自治体であり、本庁・児童相談所・区の職員の人事交流が可能。
- 各「区」が設置する「子育て支援室」等を、住民に身近な児童家庭相談機関として活用している自治体もあり、効率的な児童家庭相談を進める上では、「区」を第一義的な相談窓口として活用することが重要ではないか。
- 「区」の人材の基本は保健師。本来は、ソーシャルワークの基礎がある児童家庭相談担当の責任者を確保したいところ。保健師等の保健部門は、児童相談所等（福祉部門）との言語に差違があるとの指摘がある。児童相談所が支援しながら、「区」を担う保健師が中心になって研修・マニュアル作りを行いうことが効果的。
- 児童相談所においても、区を支援する専門部署（区の啓発、研修、個別支援などを担当）が必要ではないか。

VIII その他

- 市町村が、各種の調査を進めるに当たって、個人情報保護法を盾に調査を拒否する機関や個人がいる。個人情報保護法の趣旨（児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合）に基づき、調査を進めるべきである。

るときは、個人情報の利用の制限から除外されている。)を周知することが必要ではないか。